

最近の指導監査の状況について ～保険薬局、保険医療機関（薬剤部門関係）の主な指摘事項～

令和6年度 社会保険指導者研修会

厚生労働省 保険局 医療課

医療指導監査室 佐藤 輝雄

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本日の内容

保険薬局における指導

令和6年度 保険薬局における主な指摘事項

令和6年度 保険医療機関における主な指摘事項 (薬剤部門関係)

令和5年度の指導監査の実施状況

その他

本日の内容

保険薬局における指導

令和6年度 保険薬局における主な指摘事項

令和6年度 保険医療機関における主な指摘事項
(薬剤部門関係)

令和5年度の指導監査の実施状況

その他

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

保険薬局における指導の観点

保険薬局における指導

- 保険調剤が**薬学的**に妥当・適切に行われているかどうか。
- 保険調剤が「**保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則**」をはじめとする基本ルールに則り、適切に行われているかどうか。
- 調剤報酬請求の根拠となる事項が、その都度、**調剤録等**に記載されているかどうか。
- **調剤報酬請求**が点数表に定められたとおり、適正に行われているかどうか。

〔健康保険法 第73条〕 保険医療機関及び保険薬局は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤に関し、厚生労働大臣の指導を受けなければならない。

〔指導大綱（保険局長通知）〕 「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」等に定める保険調剤の取扱い、調剤報酬の請求等に関する事項についての周知徹底を主眼としている。

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（薬担規則）

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（薬担規則） （厚生労働省令〔健保法第70条、72条〕）

- 第1条から第7条の2
→ 保険薬局に係る内容
療養の給付の担当範囲、担当方針、適正な手続きの確保 等
- 第8条から第10条の2
→ 保険薬剤師に係る内容
調剤の一般の方針、調剤録の記載、適正な費用の請求の確保 等

保険薬局や保険薬剤師が保険調剤を行う上で守らなければならない基本的な規則（いわゆる薬担規則）

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（薬担規則）

保険薬局関係

- 1 療養の給付（保険薬局が担当する療養の給付）
 - 薬剤の支給、薬学的管理及び指導
- 2 適正な手続き、健全な運営、掲示
 - 申請、届出、請求
 - 財産・経済上の利益の提供による誘引の禁止
 - 規定事項の薬局内の見やすい場所に掲示
- 3 患者（電子資格確認／被保険者証等）、保険医、処方箋、要介護被保険者等の確認
- 4 一部負担金の受領、領収証や明細書の交付
- 5 保険調剤録の整備
- 6 処方箋及び調剤録の保存（完結の日から3年間）
- 7 後発医薬品の調剤の体制

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（薬担規則）

保険薬剤師関係

8 調剤

- 薬学的管理及び指導
- 患者の服薬状況及び薬剤服用歴の確認
- 後発医薬品の調剤

9 使用医薬品

10 調剤録、適正な費用の請求

保険薬剤師は、患者の調剤を行った場合には、遅滞なく、調剤録に当該調剤に関する必要な事項を記載しなければならない（薬担規則10条）。

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（薬担規則）

保険薬剤師関係

調剤録の取扱い

保険薬局において作成する保険調剤録は次に該当する事項を記入すること。

なお、この調剤録は、調剤済となった処方箋又は患者の服薬状況や指導内容等を記録したもの（薬剤服用歴等）に調剤録と同様の事項を記入したものををもって代えることができること。

- (1) 薬剤師法施行規則第16条に規定する事項
- (2) 患者の被保険者証記号番号、保険者名、生年月日及び被保険者被扶養者の別
- (3) 当該薬局で調剤した薬剤について処方箋に記載してある用量、既調剤量及び使用期間
- (4) 当該薬局で調剤した薬剤及び当該調剤等についての請求項目、請求点数及び患者負担金額

〔保険の分割調剤及び調剤録の取扱いについて（令和2年11月 医療課長通知）〕

本日の内容

保険薬局における指導

令和6年度 保険薬局における主な指摘事項

令和6年度 保険医療機関における主な指摘事項
(薬剤部門関係)

令和5年度の指導監査の実施状況

その他

令和6年度 保険薬局における主な指摘事項

指 摘 事 項

- 調剤全般に関する事項
- 調剤技術料に関する事項
- 薬学管理料に関する事項
- その他

調剤全般に関する事項

処方箋の取扱い

- 特定の医療機関の従業員が持参した当該医療機関の患者に係る処方箋を受け付け、当該医療機関の従業員に薬剤の交付を行っている不適切な例が認められた。
(保険薬剤師は、薬剤師法第25条の2に基づき、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、必要な情報の提供及び必要な薬学的知見に基づく指導を行うこと。)

調剤全般に関する事項

処方箋の取扱い

次の不備のある処方箋を受け付け、調剤を行っている不適切な例が認められた。

- 「処方」欄中の「変更不可」欄に「✓」又は「×」が記載されているにもかかわらず、「保険医署名」欄に処方医の署名又は記名・捺印がない。
- 処方箋の使用期間を超過している。

調剤全般に関する事項

処方箋の取扱い

「処方」欄の記載に不備のある処方箋につき、
疑義照会をせずに調剤を行っている。

- 用法の記載がない
 - ・ 滴剤型緩下剤・大腸検査前処置用下剤の用法

- 用法・用量の記載が不適切
 - ・ 外用剤の用法
 - ・ 隔日投与の記載がない

調剤全般に関する事項

処方内容に関する薬学的確認（1）

処方内容について、確認を適切に行っていない（疑義照会等により確認した内容等を調剤録等に記載していないものを含む）。

- 投薬期間に上限が設けられている医薬品につき、倍量処方が疑われるもの
 - ・ 睡眠導入剤

調剤全般に関する事項

処方内容に関する薬学的確認（2）

処方内容について、確認を適切に行っていない（疑義照会等により確認した内容等を調剤録等に記載していないものを含む）。

- 投薬期間に上限が設けられている医薬品につき、内服薬としての処方とあわせて屯服薬としても処方することにより、投薬期間の上限を超える処方が疑われるもの
 - ・ 睡眠導入剤

調剤全般に関する事項

処方内容に関する薬学的確認（3）

処方内容について、確認を適切に行っていない（疑義照会等により確認した内容等を調剤録等に記載していないものを含む）。

➤ 禁忌投与が疑われるもの

- ・ 副交感神経亢進剤の気管支喘息が疑われる患者に対するもの
- ・ COX-2 選択的阻害剤の消化性胃潰瘍が疑われる患者に対するもの
- ・ ビグアノイド系経口血糖降下剤の心不全が疑われる患者に対するもの

調剤全般に関する事項

処方内容に関する薬学的確認（４）

処方内容について、確認を適切に行っていない（疑義照会等により確認した内容等を調剤録等に記載していないものを含む）。

- 承認内容と異なる効能・効果での処方が疑われるもの
 - ・ 胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の既往がない患者への処方が疑われるもの
(アスピリン/ランソプラゾール配合剤)
 - ・ パーキンソン病治療薬としての処方が疑われるもの (抗てんかん剤)
 - ・ 不眠症治療薬としての処方が疑われるもの (うつ病・うつ状態治療剤)

調剤全般に関する事項

処方内容に関する薬学的確認（5）

処方内容について、確認を適切に行っていない（疑義照会等により確認した内容等を調剤録等に記載していないものを含む）。

- 承認内容と異なる用法での処方が疑われるもの
 - ・ 速効型インスリン分泌促進剤の1日2回
 - ・ テオフィリン徐放製剤の夕食後
 - ・ 持続性Ca拮抗剤の1日2回
 - ・ アンジオテンシンⅡ受容体拮抗薬の1日2回

調剤全般に関する事項

処方内容に関する薬学的確認（6）

処方内容について、確認を適切に行っていない（疑義照会等により確認した内容等を調剤録等に記載していないものを含む）。

➤ 過量投与が疑われるもの

- ・ 通常、成人には1日150mgまで増量し1日2回経口投与する。
⇒ 1日300mg
- ・ 睡眠導入剤の高齢者における1日1回2錠

調剤全般に関する事項

処方内容に関する薬学的確認（7）

処方内容について、確認を適切に行っていない（疑義照会等により確認した内容等を調剤録等に記載していないものを含む）。

- 薬学的に問題のある多剤併用が疑われるもの
 - ・ Ca拮抗剤の併用
 - ・ ホスホジエステラーゼ5阻害薬の併用
 - ・ ループ利尿剤の併用
 - ・ 睡眠導入剤の併用
 - ・ アレルギー性疾患治療剤の併用

調剤全般に関する事項

処方内容に関する薬学的確認（8）

処方内容について、確認を適切に行っていない（疑義照会等により確認した内容等を調剤録等に記載していないものを含む）。

- 承認内容と異なる投与期間が疑われるもの
 - ・ プロトンポンプ阻害剤の投与期間が8週間を超えるもの
 - ・ ニューキノロン系外用抗菌剤の投与期間が1週間を超えるもの

調剤全般に関する事項

処方内容に関する薬学的確認（9）

処方内容について、確認を適切に行っていない（疑義照会等により確認した内容等を調剤録等に記載していないものを含む）。

- 漫然と長期にわたる投与が疑われるもの
 - ・ 消化管運動機能改善剤の2週間を超えるもの
 - ・ ビタミン剤の月余にわたるもの

調剤全般に関する事項

調剤

後発医薬品への変更調剤について、次の不適切な例が認められた。

- 処方医が後発医薬品への変更を認めている場合に、患者に対して後発医薬品に関する説明を適切に行っていない。
- 一般名処方に係る処方箋を受け付けた場合であって、当該処方に係る後発医薬品を支給可能又は備蓄しているにもかかわらず、先発医薬品を調剤している。

調剤全般に関する事項

リフィル処方箋の取り扱いについて

- リフィル処方箋による調剤について、1回目の調剤を行う場合に、次回調剤予定日をリフィル処方箋の所定の欄に記載していない。
- リフィル処方箋による1回目の調剤を行う場合について、次の不適切な例が認められた。
 - 保管しているリフィル処方箋の写しについて、調剤を実施した保険薬局の名称及び保険薬剤師の氏名をリフィル処方箋の余白又は裏面ではなく、表面の「調剤済年月日」欄及び「保険薬局の所在地及び名称・保険薬剤師氏名」欄に記載している。

調剤全般に関する事項

調剤済処方箋の取扱い

- 調剤済み処方箋について、次の事項の記載がない。
 - ・ 調剤済年月日
 - ・ 保険薬局の名称、
 - ・ 保険薬局の所在地、
 - ・ 保険薬剤師の記名及び押印

調剤技術料に関する事項

地域支援体制加算

- 地域支援体制加算4を算定しているにもかかわらず、地域医療への貢献する体制を有することの実績（直近1年間の服薬情報等提供料の算定回数が60回以上）を満たしていない。

調剤技術料に関する事項

自家製剤加算

- 自家製剤加算について、調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている不適切な例が認められた。
- 自家製剤加算について、調剤録等に製剤工程を記載していない不適切な例が認められた。

薬学管理料に関する事項

薬学管理におけるプライバシーへの配慮

- 薬学管理等は、患者等のプライバシーに十分配慮した上で実施すること。

薬学管理料に関する事項

レセプトコンピュータの初期設定等

- レセプトコンピュータの初期設定が、服薬管理指導料を算定するようになっており、誤った算定となるおそれがある。
- 服薬指導等を行う前に、事務員によりレセプトコンピュータへ服薬管理指導料、特定薬剤管理指導加算1を算定するよう入力されており、誤った算定となるおそれがある。

薬学管理料に関する事項

薬剤服用歴等（1）

- 薬剤服用歴等を最終記入日から起算して3年間保存していない
 - 電子薬歴システム導入前の紙薬歴が廃棄されている。
 - 現行の電子薬歴システムに切り替える以前に使用していた電子薬歴システムにより作成された薬剤服用歴の記録が失われている。
- 同一患者の薬剤服用歴について、以前用いていた電子薬歴システムで作成された記録の一部が失われており、全ての記録が必要に応じて直ちに参照できるよう保存・管理していない。
- 同一患者の薬剤服用歴等について、紙媒体による薬剤服用歴の記録等が廃棄されており、全ての記録が必要に応じて直ちに参照できるよう保存・管理していない。
- 薬剤服用歴等への記載年月日が、処方日・調剤日よりも前になっている。

薬学管理料に関する事項

薬剤服用歴等（２）

- 薬剤服用歴等への記載が、指導後速やかに完了していない。
- 薬剤服用歴等について、次の事項がない又は記載が不十分。
 - ・ 患者の体質
 - ・ 患者の生活像
 - ・ 疾患に関する情報（既往歴、合併症及び他科受診において加療中の疾患に関するものを含む。）
 - ・ 併用薬等の状況
 - ・ 服薬状況（残薬の状況を含む。）
 - ・ 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）
 - ・ 服薬指導の要点

薬学管理料に関する事項

調剤管理料

- 処方された薬剤について、患者又はその家族等から服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行った上で、薬剤服用歴への記録その他の管理を行っていない。

重複投与・相互作用等防止加算

- 重複投薬・相互作用等防止加算について、残薬がない場合に「残薬調整に係るものの場合」の加算を算定している。

調剤管理加算

- 調剤管理加算について、薬剤服用歴等に薬学的分析の要点の記載がない。

薬学管理料に関する事項

服薬管理指導料（1）

- 処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に患者等に確認していない不適切な例が認められた。
 - 患者の体質（アレルギー歴、副作用歴等を含む。）
 - 薬学的管理に必要な患者の生活像
 - 併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。）等の状況
 - 服薬状況（残薬の状況を含む。）

薬学管理料に関する事項

服薬管理指導料（2）

- 処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に患者等に確認する事項の確認を保険薬剤師が行っていない（事務員が行っている）。
- 原則3か月以内に再度処方箋を持参した患者であって手帳を提示したものに対して、服薬管理指導料2を算定している不適切な例が認められた。
- 情報通信機器を用いた服薬指導を行っていない場合に、誤って服薬管理指導料「4」を算定している不適切な例が認められた。

薬学管理料に関する事項

服薬管理指導料（3）

- 服薬指導の要点について、同様の内容を繰り返し記載している例が認められた。

服薬指導は、処方箋の受付の都度、患者の服薬状況、服薬期間中の体調変化を確認し、新たに収集した患者の情報を踏まえた上で行うものであり、その都度過去の薬剤服用歴等を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直すこと。また、確認した内容及び行った指導の要点を、具体的に薬剤服用歴等に記載すること。

- 患者に対して、手帳を活用することの意義、役割及び利用方法等について十分な説明を行っていない。
- 残薬が確認された場合は、その理由を把握すること。

薬学管理料に関する事項

薬剤情報提供文書(1)

➤ 薬剤情報提供文書について、次の事項の記載がない。

用法

- ・貼付剤の貼付部位

副作用

- ・重大な副作用
 - DPP-4阻害剤（糖尿病用剤）の急性膵炎
 - 消化管運動機能改善剤の劇症肝炎、重篤な肝機能障害、黄疸

後発医薬品に関する情報

薬学管理料に関する事項

薬剤情報提供文書(2)

- 効能、効果等について、調剤した薬剤と関係のない事項を記載している。
- 効能、効果、副作用及び相互作用に関する記載について、患者等が理解しやすい表現になっていない。

効能効果

- 全ての効能効果を記載している。
- 患者の状態を踏まえた内容となっていない。

副作用

- 患者の状態を踏まえた内容となっていない。

薬学管理料に関する事項

手帳

- 手帳による情報提供について、次の事項が記載されていない。
 - 患者のアレルギー歴、副作用歴
 - 患者の主な既往歴

薬学管理料に関する事項

薬剤服用歴等（電磁的記録の場合）の保存等

- 最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」に準拠していない。

パスワードの要件

- ・ 8文字以上の場合、定期的（最長でも2ヶ月以内）に変更させるものとなっていない。

薬学管理料に関する事項

麻薬管理指導加算

麻薬管理指導加算について、不適切な例が認められた。

- 電話等により麻薬の服用状況・残薬の状況・保管状況を定期的に確認していない。
- 残薬の取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行っていない。
- 麻薬による鎮痛等の効果・患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無の確認を行っていない。
- 薬剤服用歴等に指導の要点の記載がない。

薬学管理料に関する事項

特定薬剤管理指導加算

特定薬剤管理指導加算 1 について、不適切な例が認められた。

- 特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。
- 対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点について、薬剤服用歴等に記載がない。
- 従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合に、重点的に行った指導の内容を薬剤服用歴等に記載していない。

薬学管理料に関する事項

乳幼児服薬指導加算

- 乳幼児に係る処方箋の受付の際に確認した、年齢、体重、適切な剤形その他必要な事項等の確認内容について、薬剤服用歴等及び手帳に記載がない。

吸入薬指導加算

- 保険医療機関に対する文書による吸入指導の結果等（吸入指導の内容や患者の吸入手技の理解度等）に関する情報提供が患者に対する指導の内容のみであり、不十分である例が認められた。

薬学管理料に関する事項

かかりつけ薬剤師指導料

かかりつけ薬剤師指導料について、不適切な例が認められた。

- 患者の同意を得た回に算定している。
- 同意書の患者記入欄（かかりつけ薬剤師に希望する事項）の記載がない。
- 同意書の患者の署名を代理の者が行っているときに、代理の者の署名であることが不明である不適切な例が認められた。
- 同意書の署名欄を代筆している場合に、代筆である旨の記載がない。
- 当該薬局に複数回来局していない患者から同意を得ている。

薬学管理料に関する事項

外来服薬支援料

外来服薬支援料 1 について、不適切な例が認められた。

- 薬剤服用歴等に服薬支援の内容及び理由の記載がない。

外来服薬支援料 2 について、不適切な例が認められた。

- 薬剤師が一包化の必要を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合において、医師の了解を得た旨を薬剤服用歴等に記載していない。
- 一包化した場合に必要な指導を行った上で、調剤後の患者の服用薬や服薬状況に関する情報等を把握していない。

薬学管理料に関する事項

在宅患者訪問薬剤管理指導料

在宅患者訪問薬剤管理指導料について、不適切な例が認められた。

- 医師の指示がない患者に対して算定している。
- 薬剤服用歴等に訪問に際して実施した薬学的管理指導の内容（薬剤の保管状況、服薬状況、残薬の状況、投薬後の併用薬剤、投薬後の併診、患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）、重複服用、相互作用等に関する確認、実施した服薬支援措置等）の記載がない。

その他（事務的事項）

標示

- 保険薬局である旨を薬局の見やすい箇所に標示していない。

届出事項

- 届出事項の変更が認められたので、速やかに届け出ること。

その他（事務的事項）

掲示事項

- 厚生局に届け出た事項の掲示がない。
- 明細書の発行状況に関する事項の掲示について、一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない。
- 後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を保険薬局の外側の見えやすい場所に掲示していない。

その他

調剤報酬明細書の記載等

- 麻薬小売業者の期限切れ免許証番号を記載している。
- 一般名処方が行われた医薬品について、後発医薬品を調剤しなかった場合に、その理由を調剤報酬明細書の摘要欄に記載していない。
- 一包化を行った剤の「加算料」欄に名称（支B）を記載していない例が認められた。
- 健康保険法をはじめとする社会保険各法並びに医薬品医療機器等法等の保険医療に関する法令の理解に務めること。



本日の内容

保険薬局における指導

令和6年度 保険薬局における主な指摘事項

**令和6年度 保険医療機関における主な指摘事項
(薬剤部門関係)**

令和5年度の指導監査の実施状況

その他



保険医療機関における指導の観点

保険医療機関における指導

- 保険診療が**医学的**に妥当・適切に行われているかどうか。
- 保険診療が「**保険医療機関及び保険医療養担当規則**」をはじめとする基本ルールに則り、適切に行われているかどうか。
- 調剤報酬請求の根拠となる事項が、その都度、**診療録等**に記載されているかどうか。
- **診療報酬請求**が点数表に定められたとおり、適正に行われているかどうか。

〔健康保険法 第73条〕 保険医療機関及び保険薬局は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤に関し、厚生労働大臣の指導を受けなければならない。

〔指導大綱（保険局長通知）〕 保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項についての周知徹底を主眼としている。

保険医療機関及び保険医療養担当規則（療担規則）

保険医療機関及び保険医療養担当規則（療担規則） （厚生労働省令〔健保法第70条、72条〕）

- 第1条から第11条の3
→ 保険医療機関に係る内容
療養の給付の担当範囲、療養の給付の担当方針 等
- 第12条から第23条の2
→ 保険医に係る内容
診療の一般の方針、使用医薬品、診療の具体的方針 等

保険医療機関や保険医が保険診療を行う上で守らなければならない基本的な規則（いわゆる療担規則）

保険医療機関及び保険医療養担当規則（療担規則）

保険医関係

19 使用医薬品及び歯科材料

- 厚生労働大臣の定める医薬品以外の薬物の施用、処方してはならない。
治験の対象とされる薬物を使用する場合その他厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

20 診療の具体的方針

- 投薬
 - ・ 投薬量（厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬：14日、30日、90日）〔療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等 投薬期間の上限等〕

23 処方箋の交付

- 必要な事項の記載
- リフィル処方箋
- 保険薬剤師から疑義の照会があった場合の対応

指 摘 事 項

- 薬剤部門に係る事項
- その他

病棟薬剤業務実施加算

病棟薬剤業務実施加算 1、2

- 病棟薬剤業務日誌への入力が速やかに行われていない。
- 医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設が他の作業を行うスペースと混在している。

薬剤管理指導料

薬剤管理指導料 1

- 特に安全管理が必要な医薬品が投薬又は注射されていない患者に対して算定している。
- 薬剤管理指導記録に記載する事項のうち、患者への指導事項の記載が不十分である。
- 薬剤管理指導記録への薬学的管理指導の内容の記載が不十分である。
- 薬学的管理指導の内容等を他の職員が確認することができない「患者掲示板」に記載しており、薬剤管理指導記録への記載がない。

薬剤管理指導料

薬剤管理指導料 2

- 医薬品が投薬又は注射されていない患者に対して算定している。
- 薬剤管理指導記録に副作用歴を記載していない。

薬剤情報提供料等

薬剤情報提供料

- 複数の効能又は効果を有する薬剤について、患者の病状に応じた情報を提供していない。

退院時薬剤情報管理指導料

- 入院時に患者が持参している医薬品等のうち、医薬部外品及びいわゆる健康食品については確認した結果の要点について診療録等への記載がない。

無菌製剤処理料

- 無菌製剤処理に関する記録への無菌製剤処理を行った者の記載が不明瞭である。

その他（保険外併用療養費（医薬品等の治験））

医薬品等の治験

- 診療報酬明細書の「特記事項」欄に、「（薬治）」の記載がない。
- 治験依頼者の依頼による治験において、被験薬の予定される効能又は効果を有する医薬品の投薬に係る費用を保険請求している。
- 保険外併用療養費（医薬品の治験）の支給対象期間は、治験薬の投与を開始した日から投与を終了した日までとしているところ、実際には後観察日を支給対象期間の終了日としており、支給対象期間の理解が誤っている。

その他（医学管理等）

医学管理等

- 外来腫瘍化学療法診療料について、患者に対する説明を薬剤師が実施する場合に、薬剤師に対する医師の指示が事後に行われている。

投薬

- 抗てんかん剤をパーキンソン病治療に使用している。（適応外投与）

麻酔

- 麻酔管理料（Ⅱ）の周術期薬剤管理加算について、専任の薬剤師が病棟薬剤師等と連携したことについて診療録等に記載がない。

本日の内容

保険薬局における指導

令和6年度 保険薬局における主な指摘事項

令和6年度 保険医療機関における主な指摘事項
(薬剤部門関係)

令和5年度の指導監査の実施状況

その他

令和5年度の指導監査の実施状況等

保険薬局における指導（1）

	区 分					
	個別	新規個別	集团的個別	適時調査	監査	取消 (取消相当含む)
薬局数（件）	427 (427)	2,350 (2,589)	3,372 (4,504)	5 (5)	2 (3)	1 (2)

（ ）は前年度

(出典) 令和5年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況
(令和7年1月28日報道発表資料)

令和5年度の指導監査の実施状況等

保険薬局における指導（2）

	区 分					
	個別	新規個別	集团的個別	適時調査	監査	取消 (取消相当含む)
薬剤師数（人）	661 (892)	3,772 (4,366)	—	—	12 (15)	0 (1)

（ ）は前年度

（出典）令和5年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況
（令和7年1月28日報道発表資料）

令和5年度の指導監査の実施状況等

保険医療機関等取消状況等

監査		登録・指定取消 (取消相当を含む)		指導、適時調査、 監査により返還 を求めた金額
保険医療機関等	保険医等	保険医療機関等	保険医等	約46.2億円 (約19.7億円)
46件 (52件)	88人 (90人)	21件 (18件)	14人 (14人)	

() は前年度

(出典) 令和5年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況
(令和7年1月28日報道発表資料)

監査とは

監査の方針

- ◆ 保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、
不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実
関係を把握し、公正かつ適切な措置を採ること。

〔監査要綱（保険局長通知）〕

「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」等に定める保険調剤の取扱い、調剤報酬の請求等に関する事項についての周知徹底を主眼としている。

監査後の措置

監査後の措置

- 保険医療機関等の指定・保険医等の登録の取消（取消処分）
取消処分となった場合原則として、5年間は再指定・再登録を行わない。
- 戒告
- 注意

経済上の措置

診療内容または診療報酬の請求に関し不正、不当の事実が認められた場合、原則として5年間分を返還する。

40%の加算金が加えられることもある。

健康保険法第58条（不正利得の徴収等）



本日の内容

保険薬局における指導

令和6年度 保険薬局における主な指摘事項

令和6年度 保険医療機関における主な指摘事項
(薬剤部門関係)

令和5年度の指導監査の実施状況

その他

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

保険調剤・診療請求の適正・適切な運用

- ◆ 薬担規則と調剤報酬の算定・請求のルールをよく理解し、**独自の解釈に基づいて請求しない。**
- ◆ 分からない場合は、まずは、算定方法（**調剤報酬点数表**）**を確認する。**
それでも分からなければ厚生(支)局に問い合わせる。
- ◆ 厚生(支)局が実施する**説明会や指導に出席する。**



- ・ 保険調剤の適正な運用、
- ・ 患者の療養上妥当適切な調剤、薬学的管理及び指導
お願い致します。

調剤録等は（調剤報酬請求等の）根拠である！